

川崎病院手術室熱源設備調査検討業務委託仕様書

1 概要

本業務は、川崎病院（以下「病院」という。）における手術室熱源設備の更新整備に向け、熱源設備の設置位置や配管ルートを選定等の技術的な調査及び検討を行うものである。

2 履行場所

川崎市川崎区新川通 1 2 番 1 号 川崎市立川崎病院

3 契約期間

契約締結後から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

本業務は、次の（１）から（３）までに掲げる項目について調査及び検討を行い、その結果を報告書として提出する業務とする。

（１）現状把握・要求条件整理

既存の熱源設備の仕様・動作状況、熱源設備の負荷に関する実測データを収集・分析し、能力増強や仕様見直し検討の基礎情報とすること。

（２）熱源設備仕様の検討

（１）で整理した情報を踏まえつつ、熱源設備の能力・送水量等の仕様を検討すること。

（３）自動制御方法の検討

（２）で検討した空調機仕様に基づき、熱源設備の設置位置や配管ルートの考え方を検討すること。

（４）本業務の諸手続及びその費用は受託者の負担とする。

（５）本業務を行うに当たり、現地調査を十分に行い、業務を行うこと。

（６）本業務で発生した不具合について、軽微なものは受託者において修理を行うものとし、その費用は受託者の負担とする。

（７）本業務にて発生した産業廃棄物は、受託者にて持ち帰るものとする。

5 準拠図書

- ・公共建築協会 建築設備設計基準（R6 年版）

6 事前打合わせ

受託者は、契約締結後、速やかに作業工程等について、発注者と打合せを行わなければならない。

7 業務計画書の提出及び承認

受託者は、本業務の実施に当たり、業務計画書を速やかに提出し、発注者と必要な回数の協議を行い、その承認を受けること。

8 関係法令の遵守

受託者は、本業務を遂行するに当たって、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。

9 完了届等の提出

受託者は、作業終了後、速やかに所定の様式による完了届及びその他報告書をともに発注者に提出し、作業の履行状況について検査を受けること。

10 委託料の請求及び支払方法について

受託者は、前項の検査合格後、発注者の指定する方法で、当該委託料を請求するものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、発注者の求めに応じ逐次内容を説明すること。
- (2) 受託者は、本業務を行う際、病院の業務に支障の無いように行うこと。なお、設備停止を伴う作業がある場合、極力短時間かつ効率的に行うよう計画するとともに、影響範囲を事前に病院に十分説明し、発注者の承認をもって作業を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務に要する養生を必要に応じて自ら行うこと。また、養生作業については、建物、エレベーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等、傷をつけることのないよう、事前に発注者と調整の上で行うこと。なお、養生作業にはソフトウェアや情報機器等も含まれる。
- (4) 受託者は、病院施設内に立ち入る場合は、衛生面に注意し、病院設備の汚染防止に万全を期するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を行うに当たり、事前に業務責任者を選任し発注者及び病院に届け出るとともに、その選任された業務責任者を通じて連絡、作業が適正に行えるようにすること。
- (6) 受託者は、本業務中に事故が発生した時は、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告並びにその後の対策案を提出すること。
- (7) 受託者は、発注者の求めに応じ、関係官庁への届出書類の作成を行うこと。また、その他発注者が必要と認め、提出を求めた書類についても、速やかに提出すること。
- (8) 受託者は、本業務により知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。また、契約が終了または解除された後においても同様とする。
- (9) 仕様書に記載のない事項については、適宜発注者との協議に応じること。